

## 令和8・9年度後期高齢者医療保険料率について

### 1 保険料率改定の概要

東京都の後期高齢者医療制度は、都内の全市区町村が加入する東京都後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という）が保険者となって運営しています。

後期高齢者医療制度の保険料率は都内で均一で、2年に一度広域連合が改定します。

この度、令和8・9年度の保険料率につきまして、広域連合から提示がありましたので報告いたします。

### 2 令和8・9年度の保険料率改定の特徴

今回の保険料率改定により、一人当たり平均保険料額で前回は14.4%増、約16,000円の増額となります。

#### (1) 主な増加要因

##### ア 医療給付費の伸び

広域連合では、令和6・7年度3兆1,805億円→8・9年度3兆4,516億円、2,711億円の増額を見込んでいます。

##### イ 後期高齢者負担率の引上げ

人口構成に占める後期高齢者の比率の変化等により、令和7年度12.67%→8・9年度13.27%に引上げます。

##### ウ 子ども・子育て支援金の影響

新たに子ども・子育て支援金制度が導入されます。一人当たり平均保険料額への影響は、約3,200円となります。

##### エ 賦課限度額の引上げ

令和6年度73万円、7年度80万円→8・9年度87.1万円となります。

#### (2) 保険料上昇抑制のための広域連合の対応策

ア 広域連合が管理する特別会計調整基金53億円、決算剰余金197億円及び東京都が管理する財政安定化基金173億円を活用します。

イ 都独自の保険料軽減対策を継続実施することにより、一人当たり保険料額を5,710円引下げます。

### 3 保険料率の概要

		令和6・7年度	令和8・9年度	増減
均等割額	医療費分	47,300円	53,300円	6,000円
	子ども・子育て支援金分		1,300円	1,300円
所得割率	医療費分	9.67%	9.88%	0.21㊦
	子ども・子育て支援金分		0.26%	0.26㊦
一人当たり 平均保険料額	医療費分	111,356円	124,224円	12,868円
	子ども・子育て支援金分		3,176円	3,176円
	合計	111,356円	127,400円	16,044円

【参考例】 公的年金収入のみの単身被保険者の試算

収入額（公的年金）	令和7年度	令和8・9年度	増減
0～153万円※	14,100円	15,200円	+1,100円

※東京都後期高齢者医療広域連合の単身被保険者の半数以上がこの区分に該当します。

4 被保険者への周知

- (1) 東京都後期高齢者医療広域連合ホームページに掲載（4月を予定）
- (2) 広報まちだ・町田市ホームページに掲載（4月1日予定）
- (3) 保険料納入通知書に保険料率改定と子ども・子育て支援金制度のリーフレットを封入（7月中旬）